

13. 事後調査の実施に関する事項

本事業の実施に当たっては、事業の内容、地域特性、現況調査結果、予測及び評価の結果、環境取組内容、予測の不確実性の程度等の観点から、事後調査を行う項目を選定した。

事後調査を行う項目の選定結果は、表 13.1.1 に示すとおりである。また、事後調査の内容は、表 13.1.2 に示すとおりである。

表 13.1.1(1) 事後調査を行う項目の選定結果

環境要素	環境影響要因の区分	選定結果	選定した理由又は選定しなかった理由
産業廃棄物、建設発生土	工事	×	工事計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられる。また、関係法令等に基づき、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクル等について適正な措置を講じる。以上のことから、項目として選定しない。
大気汚染	工事	○	建設機械の稼働、工事関連車両の走行については、工事の影響が最大になると想定される地点・時期での予測・評価を行っているため、工事の影響がこれを超える可能性は小さいと考えられるが、事業計画地近傍の住居への影響を考慮し、項目として選定する。
	供用	○	自動車の走行（都市計画道路）については、計画交通量に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられるが、自動車の排気ガスによる沿道の住居への影響を考慮し、項目として選定する。
悪臭	工事	×	工事計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられる。また、悪臭の発生が想定される作業、行為に際して適切に臭気対策を行う。以上のことから、項目として選定しない。
ヒートアイランド現象	存在	×	事業計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられることから、項目として選定しない。
土壌汚染	工事	×	工事計画及び土地利用の履歴に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられることから、項目として選定しない。
地形、地質	工事	×	工事計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられることから、項目として選定しない。
騒音	工事	○	建設機械の稼働、工事関連車両の走行については、工事の影響が最大になると想定される地点・時期での予測・評価を行っているため、工事の影響がこれを超える可能性は小さいと考えられるが、事業計画地近傍の住居への影響を考慮し、項目として選定する。
	供用	○	自動車の走行（都市計画道路）については、計画交通量に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられるが、道路交通騒音については現況で環境基準値を超えている地点もあることから、沿道の住居への影響を考慮し、項目として選定する。

表 13.1.1(2) 事後調査を行う項目の選定結果

環境要素	環境影響要因の区分	選定結果	選定した理由又は選定しなかった理由
振 動	工 事	○	建設機械の稼働、工事関連車両の走行については、工事の影響が最大になると想定される地点・時期で予測・評価を行っているため、工事の影響がこれを超える可能性は小さいと考えられるが、事業計画地近傍の住居への影響を考慮し、項目として選定する。
	供 用	○	自動車の走行（都市計画道路）については、計画交通量に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられるが、道路交通振動については沿道の住居への影響を考慮し、項目として選定する。
動植物、生態系	工事・存在	○	環境取組を行うことにより事業による影響を最小限にとどめる計画であるが、環境取組のうち保全対象種の移植については予測の不確実性があることから、項目として選定する。
緑 化	存 在	○	環境取組を行うことにより事業による影響を最小限にとどめる計画であるが、環境取組のうち里山環境の創出については予測の不確実性があることから、項目として選定する。
人と自然とのふれあいの場	工事・存在	×	事業計画及び工事計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられることから、項目として選定しない。
景 観	存 在	×	建築物については、事業計画に基づいてイメージ図を作成して予測・評価を行っているが、建築物は、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に地権者が建築することになっている。また、都市計画道路については、事業計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さい。以上のことから、項目として選定しない。
文化遺産	工 事	×	工事計画に基づいて予測を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられる。また、工事中に埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに吹田市教育委員会と協議を行い、適切に対応する。以上のことから、項目として選定しない。
コミュニティ	工 事	×	工事計画に基づいて予測・評価を行っているため、予測の不確実性の程度は小さいと考えられることから、項目として選定しない。
交通混雑、交通安全	工 事	○	工事関連車両の走行については、工事の影響が最大になると想定される地点・時期での予測・評価を行っているため、工事の影響がこれを超える可能性は小さいと考えられるが、工事の関連車両の走行ルート沿道の住居への影響を考慮し、項目として選定する。
	供 用	○	自動車の走行（都市計画道路）は、計画交通量に基づいて予測・評価を行っており、事業による影響は小さいと予測しているが、新たに建築される住居や商業施設からの発生集中交通量の影響や周辺の交通状況の変化が想定されることから、項目として選定する。

表 13.1.2 事後調査の内容

調査項目		調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法	
工事中	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年1回（年間排出量の算出） 	建設機械及び工事関連車両の種類、稼働台数・稼働時間の把握により、排出量を算出する方法
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベル ・振動レベル 	事業計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年1回（最も影響が大きいと考えられる時点） 	JIS等に定める測定方法に基づく方法
	交通混雑・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行台数 	事業計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中 ・毎年1回（最も影響が大きいと考えられる時点） 	施工業者に対するヒアリングによる方法
工事・存在	動植物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・移植を行う保全対象種14種（動物12種、植物2種） 	事業計画地周辺地域（移動・移植先）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・移植前、移植直後、移動・移植後3年間 ・移動・移植後は保全対象種の確認適期に毎年1回 ・ギンランは5年後にも再調査 ・3年後の調査結果から4年後及び5年後の調査が必要と判断される場合は、4年後以降の調査実施を検討 	工事前に移動・移植した動植物の生息・生育状況をモニタリングする方法
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出する里山環境 	事業計画地（2号緑地、2号公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中（公園・緑地の整備後） ・事業完了後3年間 ・毎年1回（6～7月） 	緑地の状況をモニタリングする方法
供用後	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（年間排出量の算出） 	交通量の調査結果から、排出量を算出する方法
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベル ・振動レベル 	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日） 	JIS等に定める測定方法に基づく方法
	交通混雑・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点交通量 	事業計画地及びその周辺の佐井寺片山高浜線、豊中岸部線及び千里中央線の沿道・主な交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日） 	ハンドカウンターにより観測する方法

14. 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

「佐井寺西土地区画整理事業環境影響評価書案」については、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第23条第1項の規定に基づく「評価書案に対する質問書」が、令和2年（2020年）9月30日～令和2年（2020年）11月14日の期間に3通提出されている。

評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答は、表14.1.1に示すとおりである。

表 14.1.1(1) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

項目	質問書の概要	事業者の回答
事業計画	<p>コロナ禍で経済が落ち込む中、雇用と営業が危機に直面している。吹田市はコロナ以前に作成した事業費概算（総額 172 億円、うち市の負担約 92 億円）のまま事業を進めるのか、それとも削減等の見直しをするのか。 【6-1】</p>	<p>都市計画道路は、交通ネットワークをはじめとする交通機能に加え、災害時の避難路、延焼防止機能や、電気、ガス、水道等のライフラインネットワーク収容機能等、多岐にわたる機能を有しています。</p> <p>本事業において整備する2本の都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）は、平成25年（2013年）に都市計画道路の見直しが行われた際に、上記のとおり様々な見地から存続が決定された路線です。そのため、コロナ禍であっても、整備が必要な道路として事業を進めます。</p>
	<p>この事業によるまちづくり完了時点で、人口が現在の740人から2300人に増えるとしているのもコロナ以前の算定。この地域の良好で貴重な緑地と自然を事業によって削り取り、壊した後に算定したほどの人口増も税収税もなく事業費が大きな市民の負担、負債として残る可能性を市はどのように考えているのか。 【6-2】</p>	
	<p>事業の実施によって、地球温暖化がもたらす自然災害の被害がどれだけ大きくなるかシミュレーションは行っているのか。 【6-3】</p>	<p>本事業の実施に伴う地球温暖化及びこれに伴う自然災害の被害の予測は行っておりませんが、工事中の地球温暖化対策・省エネルギーに対する環境取組については、環境影響評価書案のp.10-1に記載しています。その内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械及び工事関連車両は、可能な限り低燃費型を採用し、温室効果ガスやエネルギー等の環境負荷を低減する。 ・建設発生土については、事業計画地での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土搬出のために使用する工事関連車両の台数を削減する。

(注) 質問書の概要内の【 】内の数字は、受付番号-質問No.を示す。

表 14.1.1(2) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

項 目	質問書の概要	事業者の回答
事業計画	<p>大阪学院大学グラウンドに代わる指定緊急避難場所は設けないとあるが、市の実施する事業によって人口が増加する地域であるのに、「お近くの別の緊急避難場所のご利用をご検討ください」だけで済ますのは市民(旧住民、新住民含む)の安全安心を保障する責務を負う吹田市の態度として無責任とは考えないのか。 【6-4】</p>	<p>災害時の避難場所は、事業計画地周辺に佐井寺小学校、佐井寺地区公民館、南千里地区公民館及び千里市民センターがあります。本事業により都市計画道路を整備することで、それらのアクセスを確保するものです。</p> <p>ご意見の大阪学院大学グラウンドは、現在、地震等の緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所(一時的)」に指定されておりますが、民間での売買がなされ、継続は難しくなっています。将来は、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となりますので、ご理解ください。</p>
	<p>もともと60年前にできた道路計画であり、行政や環境が大きく変化しているもとの実態にそぐわないのに、進める理由が道路と未利用地の一体的整備とあるが、吹田市全域で宅地開発がすすみ、自然を壊してまで実施する必要性はあるのでしょうか。その根拠について示してほしい。</p> <p>逆に60年、手つかずだったのは貴重な歴史的遺産、動植物の生息地、高低差があり困難と判断されたものと思いますが、その点はどうなのでしょう。</p> <p>また、仮に実施したとしても道路計画の一部であり、今後車社会からの転換が叫ばれている中では検討しなしたほうが良いと思いますが。 【7-1】</p>	<p>事業計画地及びその周辺は起伏があるため、宅地開発が難しい地域でした。しかし、現在、生産緑地の指定解除等により、事業計画地周辺においては、民間事業者による宅地開発が行われています。また、事業計画地においても、民間事業者による土地の買取りが進められていますが、事業計画地は環境影響評価書案の表3.3.1(p.3-4)に示すとおり、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災面で、多くの問題点を抱えています。</p> <p>これらの問題点に対する整備課題は、環境影響評価書案の表3.3.2(p.3-5)に示すとおりですが、民間事業者では解決できない課題です。</p> <p>また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討しました。その結果、土地区画整理事業という手法を採用することになりました。</p> <p>事業計画の策定に当たっては、その整備課題を整理し、事業計画地のまちづくりの基本方針を策定しました。</p> <p>本事業の将来像(イメージ)は、環境影響評価書案のpp.3-23~3-24に示したとおりであり、街区の整備、緑地・公園等の整備、都市計画道路の整備を行うことにより、良好な居住空間が創出されるものと考えています。</p>

(注) 質問書の概要内の【 】内の数字は、受付番号-質問No.を示す。

表 14.1.1(3) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

項 目	質問書の概要	事業者の回答
事業計画	<p>事業計画地は、吹田市が認めている「まとまった緑地が存在している」地域であり環境保全こそ守られるべきものと思います。「限りある資源を有効に」との見地からも計画には矛盾があり、換地すれば自然の復元ができないことは明白です。緑被率が下がること、広い場所の避難地の確保について示してほしい。 【7-2】</p> <p>現在の事業計画案では緑被率や公園面積が若干低い確保目標は記載されていても、農地面積の現況確保の方向が示されておらず、都市農業の保全と活用の視点が「事業計画地のまちづくりの基本方針」にないのが気になります。 【8-1】</p>	<p>本事業では、事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。都市計画道路においては、雨水貯留浸透機能を備えた植樹帯や雨庭を設けて街路樹植栽を行います。</p> <p>また、建物敷地の緑化推進へ向けた協議の実施、開発の誘導を行うとともに、地権者が農地等の緑地の維持を希望する場合は、可能な限り換地計画において対応します。</p> <p>さらに、公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指します。公園や緑地の緑化の際には、既存の樹林地における表土等を植栽基盤として活用することで、在来種の植生回復に配慮し、農地等の緑地を換地する場合は、各地権者の意向を把握した上で、緑地の維持、保全ができるよう、表土等の有効活用に努めます。</p> <p>大阪学院大学のグラウンドは、グラウンド機能がなくなる時点で「指定緊急避難場所（一時的）」の指定が解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所のご利用をご検討ください。</p> <p>土地区画整理事業は、各地権者の土地を一旦お預かりして減歩させていただき、道路、公園等の基盤を整備し、その後、元の地権者へお返しする事業です。今まで農業をされている方が引き続き農業をされるかどうかは、地権者が決められることなので、「農地面積の現況確保の方向」を示すことはできません。</p>

(注) 質問書の概要内の【 】内の数字は、受付番号-質問No.を示す。

表 14.1.1(4) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

項 目	質問書の概要	事業者の回答
事業計画	<p>旧証券グラウンドがなくなることにより当該地域の「緊急避難場所」がなくなります。このことは、2300 人という計画人口から考えても規模的にも事業終了後の公園では代替地としての役割は疑問視され、いつやってくるか気がかりな南海トラフ大地震への対応から言っても防災上問題と考えるものです。 【8-2】</p>	<p>災害時の避難場所は、事業計画地周辺に佐井寺小学校、佐井寺地区公民館、南千里地区公民館及び千里市民センターがあります。本事業により都市計画道路を整備することで、それらのアクセスを確保するものです。</p> <p>ご意見の大阪学院大学グラウンドは、現在、地震等の緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所（一時的）」に指定されておりますが、民間での売買がなされ、継続は難しくなっています。将来は、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所のご利用をご検討ください。</p>

(注) 質問書の概要内の【 】内の数字は、受付番号-質問No.を示す。

15. 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「佐井寺西土地区画整理事業環境影響評価書案」については、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第13条第1項の規定に基づき、関係地域の住民に評価書案の内容を周知し、その内容について事業者と関係地域の住民とが、環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を交換するための意見交換会（以下「評価書案意見交換会」という。）を、令和2年（2020年）10月24日及び令和2年（2020年）11月14日に開催した。

評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表15.1.1～15.1.2に示すとおりである。事業者の見解については、評価書案意見交換会の場において述べることができなかつた内容についても追記した。

表15.1.1(1) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）10月24日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	吹田市の環境基本計画に「限りある資源を有効に使う」という記載がある。事業計画地に位置する大阪学院大学のグラウンドは、避難地として有効な資源であると考えますが、本事業でなくすのはどうという考えによるものか。	大阪学院大学グラウンドは、現在、地震などの緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所（一時的）」に指定されておりますが、将来、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所のご利用をご検討ください。
	政府の動きとして、2050年にCO ₂ 排出量ゼロを目指している中で、今回の事業では自然が残る里山をなくすことになり、この流れに逆行しているのではないかと。	吹田市第3次環境基本計画の基本方針である「安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する」ことを事業者の基本方針とし、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられている17の目標から、本事業で取り組むべき項目を選択し、事業を進めていきます。
	事業の実施に当たっては、緑豊かなところを残せるよう配慮をしてもらいたい。	事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要です。工事に際して樹木の伐採が必要となりますが、事業計画地に整備する都市計画道路内や公園・緑地に樹木を植栽する計画としています。
	できるだけ現地換地を多くして道路の近傍を主体にした開発とし、農地や自然を残してほしい。	
新設される都市計画道路の交差点の近くで農業をするつもりである。現地換地をするという話を聞いていたが、農地は道路から少し離れた場所に土地を割り付けることもあるとはどういうことか。移動換地ならば、この事業には賛成できない。	換地は、現地換地を基本としていますが、都市計画道路沿いの土地は、商業施設等の有効な利用をされる方に換地し、農地を維持したい方には、道路から少し離れていても農地に適した場所へ換地する方法も考えています。各地権者の意向を聞きながら、調整を進めていきます。	

表 15.1.1(2) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）10月24日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
工事計画	<p>事業計画地は高低差が大きいので、大量の残土が発生すると考えられるが、残土はどうするのか。</p>	<p>造成に伴い発生する切土は、盛土に流用し、事業計画地内での利用を図ります。なお、盛土量より切土量が上回るため、事業計画地外に搬出するとともに、他の公共事業で利用するよう調整を進めていきます。</p>
	<p>工事に伴う騒音や振動、悪臭により、住民は迷惑を被るが、工事の前に住民への説明会は開催されるのか。 また、工事説明会は、自治会の回覧版や広報への掲載だけでなく、自治会に入っていない住民にも周知してほしい。</p>	<p>工事を行う際には、周辺住民の方々に対して、工事内容を事前に説明させていただきます。 工事説明会の周知につきましては、自治会に入っていない地元住民の方にも配慮します。</p>
	<p>事後調査結果が予測した数値よりも高かった場合は、施工業者への指導は行われるのか。</p>	<p>事後調査では、環境影響評価書案で予測した数値との検証を行います。この目的は、工事に伴う環境への影響が環境影響評価書案に記載した評価目標と比較し、環境への影響が大きい場合は、施工業者に対して指導を行う等、追加の措置も含めた適切な環境保全対策を行うことにあります。その結果は、事後調査報告書として、事業者から環境部を通して環境影響評価審査会へ報告します。</p>
	<p>指導が行われるまでの間は、工事を中止する等の対策は行われるのか。</p>	<p>工事を中止するかどうかは、環境への影響の程度に応じて、事業者が工事発注者として自主的に判断します。</p>
	<p>住民から騒音等の苦情の連絡をした場合、誰が施工業者に改善の指示をするのか。</p>	<p>【吹田市環境政策室の回答】 工事の発注者である吹田市土木部地域整備推進室、又は、吹田市環境部環境保全指導課にご連絡いただければ、現場で状況を確認し、施工業者に対して適切な指導を行います。</p>
	<p>千里中央線の沿道にはイオンがあり、工事が始まると工事関連車両の走行により渋滞が発生して近隣マンションの住民から苦情が寄せられると考えられるが、どのような対応を取ってくれるのか。 また、平日より交通量の増加が予想される土日は工事をを行うのか。</p>	<p>工事関連車両が一時的に集中して走行しないよう、今後、具体的な施工計画の検討を行います（工事の平準化）。 日曜日は、原則、工事を実施しない予定ですが、日曜日に工事を実施する場合は、工事説明会で説明します。</p>
調査、予測方法	<p>要約書 p. 45 の現地調査地点において、赤枠で示されている事業計画地の中を調査していないのはなぜか。</p>	<p>動植物の調査は、事業計画地（要約書 p. 45 の赤枠内）で実施しています。騒音・振動、交通量等の調査は、事業計画地周辺で実施しています。なお、事業計画地には、現在、幹線道路がないため、交通に関係する調査地点は設定していません。</p>

表 15.1.1(3) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）10月24日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解																								
調査、予測方法	環境影響評価書案で工事中の予測の対象となっていない地点における予測結果は、個別に聞けば教えてもらえるのか。	大気汚染、騒音・振動の予測は、環境影響評価書案に記載した地点のみで実施しています。 なお、予測地点は、工事影響が比較的大きいと考えられる地点を代表地点として選定したものです。																								
	工事中の騒音や振動の予測結果の数値は、最悪値を予測しているのか。 また、予測地点のいくつかは、最悪時の予測地点として、適切な場所と思えない。	予測は、工事の影響が最も大きくなる時期（建設機械が最も住居に近接する場合）を対象としていますので、予測結果は、最悪値（最高値）です。 環境影響評価書案の予測地点は、現在の工事計画に基づいて設定したものです。実際の工事状況とは異なる場合も想定されます。工事中の事後調査に当たっては、環境影響評価書案の予測地点の位置も参考にしますが、実際の工事状況に応じて、最も影響が大きい地点を対象とする等、適切な位置で調査を行います。																								
	環境影響評価書案の予測値等は、うまいこと数字を合わせており、信用できない。	予測値等について、事業者が数字を操作することは一切なく、客観的に信頼できるものです。なお、環境影響評価書案の内容については、環境影響評価制度の審査会で、科学的知見に基づいて学識経験者により審査されています。 また、道路ができたことによって、何らかの問題が発生した場合は、行政側の責任であり、適切に改善を図りたいと考えます。																								
大気汚染	道路が供用された際に、大気汚染が心配である。何人の子どもに気管支炎の症状が出ているのか調べてもらいたい。	吹田市の学校保健会、吹田市教育委員会が発行している統計資料によると、「ぜんそく」の症状を持つ生徒・児童の人数は、以下のとおりです。 表 ぜんそく患者数（人） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>佐井寺中学校</th> <th>東佐井寺小学校</th> <th>佐井寺小学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		佐井寺中学校	東佐井寺小学校	佐井寺小学校	R 1	0	0	0	H30	17	0	0	H29	6	0	15	H28	1	0	0	H27	10	0	0
	佐井寺中学校	東佐井寺小学校	佐井寺小学校																							
R 1	0	0	0																							
H30	17	0	0																							
H29	6	0	15																							
H28	1	0	0																							
H27	10	0	0																							

表 15.1.1(4) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）10月24日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
大気汚染	<p>現在、ぜんそくの症状がある子供が少ないのは、名神高速道路の塀を高くした後の結果ではないのか。</p> <p>また、今回の事業では交通量が増える予想されるが、気管支炎を発症する子どもが増えた場合に誰が責任を取るのか。</p>	<p>ぜんそくの発症と名神高速道路との因果関係については、事業者としては判りません。</p> <p>事業計画地及びその周辺の大気汚染濃度は、現在、環境基準及び吹田市の目標値を下回っています。また、工事中及び都市計画道路の供用後についても、環境基準及び吹田市の目標値を下回ると予測していますので、本事業が周辺の大気環境に与える影響は、小さいものと考えています。</p>
土壌汚染	<p>開発地域の中で、農地割合は何%か。</p> <p>農地に道路を建設する際には、土中のヒ素やリンによる土壌汚染に対して現地調査を行う必要があるのではないのか。</p>	<p>手持ち資料では、農地と山林を合わせた数字しかないため、農地の割合はお答えできません（後日登記簿を確認した結果、田畑の面積は約 9,900m² となっていました）。</p> <p>現在、土壌汚染対策法に基づいて地歴調査を行ったところで、今後の対策については、引き続き環境保全指導課と協議してまいります。</p>
動物、植物	<p>事業計画地の大事な樹木や動植物、水生生物等は、要約書に書いてあるのか。</p>	<p>調査で見つかった動植物については、要約書には記載していませんが、環境影響評価書案には、種名を記載しています。</p>
交通混雑、交通安全	<p>千里山6丁目は、現在でも渋滞により交差点の停止線に止まらない自動車や、右左折で一時停止しない自転車により、通学途中の子どもが危険にさらされている。本事業により都市計画道路が新設されると、自転車通行帯のない府道（千里中央線）と交差することになり、右左折する自転車や、南千里駅方面から来る自転車によって、より一層、安全面が心配である。交通安全面については、どのように考えているのか。</p>	<p>本事業で新設する都市計画道路は、歩車分離を徹底し、横断防止柵を設けます。佐井寺片山高浜線では、自転車専用の通行帯を設けます。豊中岸部線は、自転車専用の通行帯を設けられるほどの道路幅員がないことから、車道に自転車通行空間を設けます。歩行者の安全な通行を確保できるよう、できる限り配慮します。</p> <p>千里中央線は府道ですので、大阪府が道路管理者です。本事業で整備する都市計画道路と交差する箇所については、大阪府と協議を行い、交通安全へ向けた対策を検討してまいります。</p>
その他の意見	<p>計画地に位置するイオンは、事業の実施によりどうなるのか。もしなくなれば千里新田地区の多くの住民が買い物難民になってしまう。今後の具体的な動向について、連合自治会に説明に来てほしい。</p>	<p>イオンは営業を終了されました。</p>

表 15.1.2(1) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）11月14日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>私は、千里山で子供食堂の役員をしており事業計画地の農園から野菜を提供してもらっている。今後も継続して地産地消の野菜を使って、子供食堂の活動を行っていきたいと思っている。農園を営んでいる方からは、「土地区画整理事業のため、事業実施後は、農園を維持できない。」と聞いている。この農園を少しでも残してもらいたい。</p>	<p>土地区画整理事業は、各地権者の土地を一旦お預かりして減歩させていただき、道路、公園等の基盤を整備し、その後、元の地権者へお返りする事業です。今まで農園をされている方が引き続き農園としての土地利用をされるかどうかは地権者として決められることです。</p>
	<p>整備済み区間である豊中岸部線は新御堂筋から西側が整備されておらず、また新設される都市計画道路の交差点部分の北側には自然がある。道路は都市計画決定されているため、現時点でその決定を覆すことはできないかもしれないが、自然を破壊して都市計画道路を2本も整備する意味が分からない。</p>	<p>豊中岸部線は、吹田市域の西にある新御堂筋から岸部方面へ接続する東西の道路、佐井寺片山高浜線は、ニュータウンと旧市街地の片山地区を接続する南北の道路であり、それぞれ目的が異なる道路であるため、2路線の整備が必要と考えています。</p>
	<p>新たに整備する都市計画道路は、昔からある事業計画地外の区画道路等に接続すると思うが、この都市計画道路と接続する区画道路については整備されないのか。 事業計画地外の区画道路についても、道幅を広げる等の整備をしてほしい。</p>	<p>事業計画地では、幅員6m程度の区画道路を整備します。また、幹線道路である豊中岸部線、佐井寺片山高浜線に車が集中するように計画しています。事業計画地周辺の道路は幅員が狭いところもありますが、本事業では拡幅工事を行う予定はありません。狭い道へ一般交通が流入しないよう計画しているため、周辺の道路も現在より安全になると考えています。</p>
	<p>阪急千里線の跨線橋へ繋がる道が廃道になるという話だったが、現在、朝の通勤、通学時には、自転車や歩行者の利用が多いため、千里山と南千里を繋ぐ東西の道路整備をお願いしたい。</p>	<p>跨線橋へ繋がる道路がある箇所には、公園を整備します。阪急千里線に沿って豊中岸部線を横断する自転車歩行者道を整備し、動線を確保したいと考えております。</p>
	<p>佐井寺地区と千里山地区の周辺は標高差があり、過去に、上の川の関係で関大前において何回か浸水被害があった。本事業で公園の下に貯留槽を造るとの話であったが、事業実施後の浸水被害の発生について心配している。</p>	<p>広い範囲で造成工事を行いますので、豪雨時に一気に雨水が低い土地へ流れていくという懸念があることから、道路や公園の地下に基準に基づいて雨水を溜める施設（調整池）を設置し、浸水被害が生じないように計画します。</p>

表 15.1.2(2) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）11月14日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>他の意見で、大雨による上の川の浸水について意見があったが、事業計画地は、上の川水域に含まれないと思う。過去に上の川による浸水が発生しているが、現在、吹田市下水道部で関大前に雨水管を入れる浸水対策工事をしているので、大丈夫と考えている。</p>	<p>事業計画地は、排水区が3つに分かれています。①阪急千里線の西側、②阪急千里線の東側で豊中岸部線の北側、③阪急千里線の東側で豊中岸部線の南側です。③は流末の一部が上の川に流入しますが、それぞれの排水区に、調整池を設置します。近年は、長雨よりも、短時間の豪雨（ゲリラ豪雨）を一時的に貯留することが肝要であると考えています。基準に基づき調整池を設置し、工事期間中は仮設の調整池を設置し、適切に対策を行います。昨今のゲリラ豪雨による被害も考慮し、令和3年度、一年間かけて更なる対策の可否を検討します。</p>
工事計画	<p>粉じん対策として、工事期間中に散水をするという説明があったが、周辺の別の工事では散水が追いついておらず、土埃が舞い、洗濯物に埃が付く、ベランダの排水のドレンに砂埃がたまった。この事業でも土砂の移動や排出があると思うが、土埃・砂埃についての対策をお願いしたい。</p> <p>長期間の工事になるため、当該工事に係る部署は、事業計画地周辺の住民、車両が通行する近隣の自治会・連合自治会等、影響のある範囲に情報共有してもらい、その時に意見できればいいと思っている。</p>	<p>本事業では、切土や盛土が多いため、施工計画において、施工手順や施工箇所、工事区域を分割して施工する等の対策を検討します。</p> <p>本事業は大規模であり、工事期間が長期間となることから、工事関連車両の走行を含む工事スケジュール、安全対策、環境取組等について、関係する地元の皆様に随時情報を提供します。</p>
環境全般	<p>私が住んでいる団地周辺では、UR団地の建替工事、マンション工事、ファミリーマート付近の道路工事、千里小学校の増築工事等が行われており、平成22年（2010年）くらいから10年近くの長期間にわたり工事による騒音、埃、振動に悩まされてきた。</p> <p>関電不動産の工事では1日に10tの生コン車が100台くらい出入りした。本事業も本格的な工事に入ると相当な台数が予想されるので、騒音や振動を心配している。</p> <p>また、切土工事で発生した残土を盛土に利用するとはいえ、多くの土砂の移動があり、埃の問題を心配している。</p> <p>環境影響評価の結果としては、全ての環境要素について評価目標を満足しているという説明があったが、本当にそうなのか。数字上で大丈夫かもしれないが、素人から見たらとても大丈夫とは思えない。</p>	<p>工事中の埃については、本事業による造成工事が終わった時点で、法面には種子の吹付けを行い、埃の発生をできるだけ抑制します。</p> <p>騒音・振動については、工事中に事後調査を実施し、周辺環境への大きな影響が確認された場合、施工業者への指導、工事の分散等、対策を講じることとしています。</p> <p>本事業の工事期間は10年にわたりますが、2路線の都市計画道路の整備に併せて、災害に強いライフラインを設置していきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>

表 15.1.2(3) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）11月14日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
動物、植物	<p>環境影響評価の結果としては、全ての環境要素について評価目標を満足していると説明があったが、多くの土砂の移動等、工事による自然への負荷があると思う。事業計画地の緑地に実際に入り見たが、自然環境への影響がないとは思えない。</p>	<p>工事による自然への負荷は避けられない面があり、自然環境への影響がないとは考えておりません。一方で、緑の回復育成を図ること等により、生態系や動植物の生息・生育環境に及ぼす影響を可能な限り低減することとしています。</p>
	<p>事業計画地内には、貴重な植物や樹木が多くあるようだが、工事期間中に移植、事業実施後に事業計画地内で保全すると説明があったが、本当に可能なのか。植生は前の状態で保全するのは大変難しいものであると心配している。</p>	<p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要です。工事に際して樹木の伐採が必要となりますが、事業計画地に整備する都市計画道路や公園・緑地に樹木を植栽する計画としています。</p> <p>現地調査により確認された重要な種については、工事前に事業計画地外の生育地へ移植します。事業計画地内の生態系は、工事の実施により変化すると考えられるものの、土地利用計画において、生態系に配慮して緑の回復育成を図り、都市計画道路の植樹帯の整備により生息・生育環境の連続性を確保していきます。</p>
緑 化	<p>緑被率の目標は 28%とあったが、自然環境に配慮した優しいまちづくりの観点から、緑被率をもっと上げてもらいたい。</p>	<p>本事業は土地区画整理事業であるため、公共用地以外の将来の土地利用は地権者が決定するため、建物敷地の緑化推進へ向けた協議の実施、開発の誘導を行うこと等により、緑被率が高くなるよう努めます。</p>
その他の意見	<p>本事業が完了し都市計画道路が開通し、都市機能が整備されると、固定資産税が上がるのか。</p>	<p>事業者は固定資産税の所管部局でないため、将来の固定資産税について回答できません。一般的には、都市計画道路ができて街並みが整備されると、土地の評価額である固定資産税評価額は土地、建物ともに変化します。</p>
	<p>現在、児童数が増加しているのにも関わらず、増加後に後追いで小学校が増築されている。本事業の実施により人口が増加すると予測されているが、人口増への対応が後追いにならないよう、吹田市の各部局が連携して対応を進めてもらいたい。</p>	<p>吹田市では、連絡調整会議を設けており、関係部署に対して、「本事業を実施し、まちづくりを行うに当たって、対応が必要なものがあれば検討してください。」と伝えています。</p> <p>ご指摘の事項についても、この連絡調整会議で対応したいと考えています。</p>

表 15.1.2(4) 評価書案意見交換会（令和2年（2020年）11月14日開催）における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
その他の意見	<p>千里山の駅前再整備をするにあたって、2000年を過ぎたころから、まちづくり懇談会、まちづくり報告会があり、住民と吹田市、当事者の方との意見交換が活発に行われた。そういう場が住民参加の街づくりに貢献していると考えており、本事業についても、本日のような意見交換の場を定期的に設けていただきたい。</p>	<p>千里山駅周辺整備事業では、UR団地の建て替え、都市計画道路千里山佐井寺線の築造に当たり、住民の方々と協議しながら事業を進めてきました。</p> <p>一方、土地区画整理事業では、地権者の土地を預り進めていく事業となりますので、地権者の代表者と区画整理審議会を設け、その中で地権者の方々の意見を聞くという事業手法になります。そのため、ご指摘のあった駅前再整備事業のように、まちづくり懇談会、まちづくり報告会を開催する計画はありません。なお、事業の進捗状況については、まちづくり通信等で定期的に情報を発信します。また、工事については、周辺の方々に様々なご迷惑をおかけすることを十分認識していますので、工事開始時期が近付いた時点で事前に工事説明を行う等により、情報を発信します。</p>

16. 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

「佐井寺西土地区画整理事業環境影響評価書案」については、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第14条第1項の規定に基づく環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を有する者からの意見書（以下「評価書案についての意見書」という。）が、令和2年（2020年）9月30日～令和2年（2020年）11月14日の期間に9通提出されている。

評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解は、表16.1.1に示すとおりである。

表 16.1.1(1) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>環境と換地設計・計画等についての意見でございます。</p> <p>街区設計や換地計画が完全には確定されておらず、まだ多少なりとも変更の可能性があるのであれば、お聞き届けいただきたく存じます。</p> <p>もし可能でしたら、下記のようなことを考慮した、事業計画案の策定はできないのでしょうか。環境への影響を軽減しながら事業費にも影響与えず吹田市として全国に誇れるモニュメントとしての事業案を策定していただければと思います。</p> <p>(1) 説明会終了後、区画整理の方からご説明いただき、道路買収後、民間の開発に任せただけの場合、段差の連続性が上手く行かず、区画整理にてその問題を解消する意図であるということがよく分かりました。一般的な人口減少傾向に反して吹田市の人口は増えていることも伺いました。そして10年後事業が完成する頃の人口動向も見据える事業であることを願います。 【1-1】</p> <p>(2) 願わくば、阪急にかかる跨線橋付近の現在の竹林や樹木について、たとえ一部でも、復元ではなく、現況のままの自然をのこすことができないかと思っております。 【1-2】</p>	<p>本事業の将来像（イメージ）は、環境影響評価書案の pp. 3-23～3-24 に示すとおりであり、環境への影響の軽減に配慮しつつ、良好な居住空間の創出を実現させる事業計画を策定しました。</p> <p>本事業による土地区画整理事業の整備後に「まちづくり」が実施されることとなりますが、その「まちづくり」の完了時点における計画人口は、約2,300人と想定しています。人口の増加による交通渋滞の発生については、環境影響評価書案の「12.17.3 施設の供用に伴う影響の予測・評価」に記載のとおり、周辺地域の交通に著しい影響を及ぼさないと予測しています。こども園、小学校の不足問題など、人口増加に伴う課題については、今後、吹田市の関係部署が参加する連絡調整会議において、必要な対策を検討していきます。</p> <p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要です。工事に際して樹木の伐採が必要となりますが、事業計画地に整備する都市計画道路の沿道や公園・緑地に樹木を植栽する計画としています。公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指します。</p> <p>なお、公園や緑地以外の土地利用は、換地処分後、各地権者のご意向により決まります。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(2) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>事業区域内の電鉄近辺一帯の「緑地ゾーン」は、歴史社会、環境的に、1000年の歴史を有する佐井寺、大正年間の田園都市の先駆としての千里山、そして昭和のニュータウンという時代をリードする「地域・伝統・環境的な住まい・暮らし文化」の「結節点」としての重要な意義を有してきた。これらの重要性にも留意され、今後の緑地環境ゾーンの整備を図られたい。【2】</p>	<p>事業計画の策定に当たっては、環境影響評価書案の pp. 3-3～3-5 に記載のとおり、事業計画地が抱える問題点を踏まえ、整備課題を整理し、事業計画地のまちづくりの基本方針を策定しました。</p> <p>本事業の将来像（イメージ）は、環境影響評価書案の pp. 3-23～3-24 に示すとおりであり、環境への影響を低減しつつ、良好な居住空間の創出を実現させる計画としています。また、本事業では、以下のとおり緑化を推進する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等により良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。 ・都市計画道路においては雨水貯留浸透機能を備えた植樹帯や雨庭を設けて街路樹植栽を行います。 ・建物敷地の緑化推進へ向けた協議の実施、開発の誘導を行います。
	<p>（意見書提出の方がお住いの）マンションでは、減歩に際して公園はそのまま存続し、駐輪場が無くなることになるとお聞きしていますが、当方ではこれに伴う代替地の確保が必要になります。仮換地の用地としてどのようにお考えでしょうか。【3-1】</p>	<p>自転車駐車場については、換地等により機能保全が図られるように検討します。</p> <p>換地設計等が具体的になりましたら、個別にご説明する場を設けて、ご意向を伺いながら進めていきます。</p>
	<p>令和3年着工に至るに際して工事にかかる協定を結ぶことになると思いますが、 (1) 期間中における日常生活（通園通学を含む）の安全確保、騒音振動についての対策はどのようになっていますか？【3-2】</p>	<p>工事の実施に当たっては、交通安全を確保するため、以下の環境取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の運転者に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者、自転車や一般交通の安全を確保します。 ・児童や生徒が安全に登下校できるよう、交通整理員の配置等、工事区域周辺の交通安全に配慮します。 ・工事説明会を開催し、工事関連車両の走行ルート、時間帯及び交通安全の確保について、説明を行います。 <p>また、騒音・振動対策として、以下の環境取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万能塀を設置して、工事騒音の低減を図ります。 ・住居に近接して工事を行う場合、騒音・振動の発生が小さい小型の建設機械を使用します。 ・国土交通省指定の低騒音・低振動型の建設機械を使用します。 ・騒音の発生を低減するために、アイドリング及び空ぶかしを抑制します。 ・工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制します。 ・一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(3) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>(2) 工事期間中、影響を受ける駐車場などの設備インフラ確保に関する協力は、どの程度お考えでしょうか。 【3-3】</p>	<p>工事のため、駐車場が利用できない場合がありますら、代替地の確保を行い、仮設駐車場を設けるよう検討します。なお、工事により、駐車場設備の機能及び使用に係るご迷惑については、例えば、駐車場入口に交通整理員を配置し、自動車の出入りの安全を確保するなど、具体的な対策を講じ、日常生活を安心して安全に暮らせるよう対応していきます。</p>
	<p>(3) 工事完成後における区分所有者の持ち分減少に伴う登記申請の費用負担は助成してもらえるのでしょうか。質問懸念内容が重複しますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車、單車置き場などの確保。 ・工事期間中の住民の安全確保。 ・工事期間が長く、居住者の健康面での不安。 ・ため池や農地との境界線の把握。 ・サッカーグラウンドなどの開発工事が出る騒音、振動、砂塵やダンプなどの運搬搬出ルート。 ・グラウンド部分などの工事日程。 ・広域避難所が現在サッカーグラウンドになっているが、今後のこと。 <p>等、現在不安面が多々あります。また工事が開始されてから新たに発生する不安点も出てくると思われます。少しでもくみ取って対応頂きますようよろしくお願い致します。 【3-4】</p>	<p>換地処分時の登記の申請は吹田市が行い、その費用は吹田市が負担します。</p> <p>工事期間中は、周辺住民に様々なご不安とご迷惑をおかけすることと思います。工事中の安全確保については、工事着手前に具体的にご説明する場を設ける予定です。周辺住民の方々に対して、工事日程や工事内容を事前に説明します。</p> <p>また、工事に当たっては、環境取組として、国土交通省指定の環境対策型の建設機械の使用、万能堀の設置を行います。これらの環境取組を行うことにより、大気汚染、騒音、振動の影響は可能な限り低減されると考えます。</p> <p>しかし、住居に近接して工事を行う場合は一時的に工事影響が大きくなることもあると思いますので、工事中は、大阪学院大学のグラウンドでの工事を含む主な工事区域の近傍や工事関連車両の走行ルート沿道で事後調査を実施し、環境への影響が大きい場合は施工業者に対して指導を行うなど、追加の措置も含めた適切な環境保全対策を行い、住民の方々の生活環境の保全に努めます。</p>
	<p>「雨庭」を設けるとの回答は、洪水緩和、水質浄化、生物多様性保全の見地から評価しますが、整備するのが千里中央線と豊中岸部線の交差部一箇所だけでは不十分と考えます。現在の森林とため池が果たしている洪水緩和、水質浄化、生物多様性保全の機能に対する評価が不十分のため、「雨庭」でこれらの機能がどれだけ代替できるのかが不明です。 【4-1】</p>	<p>「雨庭」として面的に整備するのは千里中央線と豊中岸部線の交差部1箇所だけの計画ですが、都市計画道路（豊中岸部線、佐井寺片山高浜線）の植樹帯は、グリーンインフラ（雨庭と同様の雨水貯留浸透機能を備えた基盤）として整備する計画です。</p>
	<p>豊中岸部線に自転車通行空間を設けるとしたことは評価しますが、幅員はせめて佐井寺片山高浜線と同じく1.5mとすべきだと考えます。そのためにも、ガソリン自動車を前提とした現行プランを、小型電気自動車など次世代自動車と電動自転車の普及を推進するプランにすべきだと考えます。 【4-2】</p>	<p>確定しているのは、都市計画道路の総幅員及び車線数のみであり、植樹帯、歩道、自転車通行空間等の幅員構成については、今後、事業者が大阪府及び大阪府警察本部と協議を行って決定します。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(4) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>「基本方針」には「再生可能エネルギーの活用による社会基盤整備を推進」とあるので、太陽光発電による充電ステーションの設置もプランに入れるべきだと考えます。 【4-3】</p>	<p>本事業では、再生可能エネルギーの活用として、公園等にソーラー式LED照明を設置する計画です。太陽光発電による充電ステーションの設置は、計画していません。</p>
	<p>多くの税金を投入し、長い時間をかける都市計画道路の建設は、時代が要請する脱炭素社会の実現に直結するものであるべきです。 【4-4】</p>	<p>都市計画道路を整備することにより交通ネットワークが構築され、自動車の移動距離、移動時間が短縮されるため、ガソリン等の燃料使用量が減ることでCO₂排出量の削減が見込まれます。都市計画道路の整備は、低炭素社会に寄与するものと考えます。</p>
	<p>この事業計画地は市が認めているとおり、大部分が市街化された吹田市の中では比較的まとまった緑地が存在している地域であり、落葉広葉樹が混生する竹林、ため池を備えた農地等里山的な景観を有する私有地が複数存在しています。この土地の高低差によって生まれた良好な自然の保全、都市型農業の維持こそが持続可能な社会に向けて求められるべきではないでしょうか。わざわざ土地を削り取って自然を損なうことは税金の無駄使いです。 【5-1】</p>	<p>本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものです。 環境影響評価書案の p. 2-2 に示すとおり、吹田市第3次環境基本計画の基本理念の一つには「安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する」ことがあります。そのため、自然との共生を図り持続可能な社会を形成することと併せて、快適な都市環境の創造を図るという視点も必要と考えています。</p>
	<p>事業計画により地域の緑被率が36.6%から14.2%に下がり、貴重な動植物や生息地が消失し、復元といっても換地すれば自然の破壊につながります。かつての千里丘丘陵や垂水神社隣接の開発をみれば一目瞭然であり、同じ轍を踏むのは時代に逆行します。宅地の乱開発を止め、地権者に寄り添い限りある資源を有効に使うべきです。避難地として位置づけられたグラウンドをそのまま使えるようにするのも最も有効な手段です。 以上のことから事業計画の見直しを求めます。 【5-2】</p>	<p>事業計画地及びその周辺は起伏があるため、宅地開発が進んでいない地域でした。しかし現在、事業計画地の周辺では、民間事業者による宅地開発が行われています。それに伴い、事業計画地においても民間事業者による土地の買取りが進められています。大阪学院大学のグラウンドは、民間の開発会社が所有しており、今後は宅地となる予定です。 事業計画地は、環境影響評価書案の表 3.3.1 (p. 3-4) に示すとおり、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災面で、多くの問題点を抱えています。これらの問題点に対する整備課題は、環境影響評価書案の表 3.3.2 (p. 3-5) に示すとおりですが、民間事業者では解決できない課題です。 また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討しました。その結果、土地区画整理事業という手法を採用することになりました。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(5) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>計画人口を 740 人から 2300 人まで増やす計画は、環境影響評価書案で環境影響の低減が可能と評価分析をしていますが、都市計画道路を 2 本通すために、広大な自然環境の豊かな予定地の斜面を切り崩すのは、途方もない甚大な土砂残土を発生させるもので、環境への著しい負荷を与えることは容易に想像されます。人口 3 倍化に向けたインフラ整備の工事が環境影響評価書案で環境への影響を低減できるとする分析・評価は少し安易な感が否めません。 【6-1】</p>	<p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要であり、建設機械の稼働や残土を搬出する工事関連車両の走行などによる影響が考えられます。</p> <p>工事中の環境への影響については、環境影響評価で一般的に採用されている予測精度の高い手法を用いています。また、環境への影響を可能な限り低減するための環境取組の実施を前提に、予測・評価を実施しています。</p> <p>工事中は、環境影響評価書案に記載した環境取組の実施状況や環境影響について、事後調査を実施します。</p>
	<p>環境負荷への影響を軽視されていると考えられるのは、2本の都市計画道路の日当たりの想定交通量だけでなく、事業計画案の佐井寺片山高浜線の交差点予定地から北側の千里中央線までは標高差のある最も高い地点の土砂を掘り崩すもので、自然環境への著しい負荷が容易に想定されることから、この区間の道路敷設そのものの見直しを求めるものです。 【6-2】</p>	<p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要です。工事に際して樹木の伐採が必要となりますが、事業計画地に整備する都市計画道路の沿道や公園・緑地に樹木を植栽する計画としています。公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指します。</p> <p>なお、公園や緑地以外の土地利用は、換地処分後、各地権者のご意向により決まります。</p>
	<p>事業終了後に 2 本の都市計画道路の交通量に、接続される千里中央線の既定の交通量が上乗せされることにより、西端の新御堂筋も豊中側への西行道路計画がなくなり、新御堂筋南北の朝夕の大渋滞にさらに拍車をかけ、深刻な大気汚染につながるものです。 【6-3】</p>	<p>供用後の計画交通量は、平成 22 年度道路交通センサスペースの平成 42 年将来 OD 表と最新の道路ネットワークに基づいて推計された令和 12 年（2030 年）の交通量です。供用後の千里中央線の計画交通量は、南千里駅前交差点の南側区間で 17,200 台／日、千里山西 6 丁目南交差点の西側区間（豊中岸部線）で 21,800 台／日と推計されています。これらの交通量で予測した大気汚染の予測結果は環境基準及び吹田市の目標値を満足しており、また、南千里駅前交差点の交通流は円滑に処理できると予測しています。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(6) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>事業計画地内の貸農園の利用者です。この農園を含む周辺の貴重な自然には、広葉樹や竹林、ため池もあり、希少な動植物が生息し、又季節毎の多様な昆虫もいます。その源は、この農園の「無農薬農法」による安心安全な環境や食を大切にすることのこだわりの中で、長年培われてきているものです。</p> <p>希少な植物等も、整備した後の移植や公園や街路樹としての緑地の中で自生できるものではないと思います。農園利用者にとっても、この貴重な自然が残る一画が壊されることは、仲間と共に心身両面での健康づくりをめざす日々の生活環境の破壊につながります。</p> <p>自然や人への影響が最小限にとどめられるよう、土地区画整理にあたり、場所や範囲等見直し検討を求めます。 【7】</p> <p>本事業が市の第3次環境基本計画の基本理念に則しているのか。(環境影響評価書案の要約書 p.1) 【8-1】</p> <p>事業の種類は「開発行為」であり、(同要約書 p.3)「開発」で環境の保全及び良好な環境の創造ができるのか。 【8-2】</p>	<p>現況の田畑、山林等は、各地権者が所有しており、一部は既に民間開発事業者売却され、開発予定地となっている箇所もあります。</p> <p>本事業では、区域内に公共施設としての緑地、公園等を確保します。公共用地以外の事業後の土地利用は、地権者の意向により決まりますが、田畑、山林等の継続を希望される際には、可能な限り換地計画において対応します。</p> <p>なお、田畑、山林をやめ、宅地としての土地利用を希望される場合は、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」等に基づき、緑の確保を誘導します。</p> <p>環境影響評価書案の p.2-2 に示すとおり、吹田市第3次環境基本計画の基本理念の一つには「安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する」ことがあり、具体的には、「身近な環境の保全に取り組む」、「自然との共生を図る」、「快適な都市環境の創造を図る」とあります。</p> <p>本事業は、吹田市第4次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものです。</p> <p>本事業の将来像(イメージ)は、環境影響評価書案 pp.3-23~3-24 に示したとおりであり、街区の整備、緑地・公園等の整備、都市計画道路の整備を行うことにより、良好な居住空間が創出されるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、環境の保全及び良好な環境の創造のため、環境影響評価書案に記載した環境取組を実施し、環境への影響を可能な限り低減させます。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(7) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解									
事業計画	<p>「豊中岸部線」については、まずは岸部地域の整備が先なのではないか。 (同要約書 p. 4) 【8-3】</p>	<p>都市計画道路豊中岸部線は、大阪府都市整備中期計画で「道路交通マスタープラン、公共交通戦略などを踏まえ、道路整備の重点化を図る。」と位置付けられており、引き続き、事業実施中区間の進捗を見ながら、整備の優先性を判定し、順次、整備を行うものとされています。</p> <p>本事業で整備する区間は、市施行で整備するものですが、名神高速道路から東の未整備区間については、大阪府が整備する区間です。</p> <p>豊中岸部線は、本市においても、市域の中央を東西に結ぶ主要幹線道路であることから優先性を高めて着手するものですが、大阪府に対して未整備区間の早期の着手・完成を強く要望しています。</p>									
	<p>人口増加を図る事業計画自体が時代遅れの感がある。(同要約書 p. 5) 【8-4】</p>	<p>「吹田市第4次総合計画」では、「当面の間人口が増加する見込みであり、高度成長期に集中的に整備された道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えようとしていることから、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければならない」と謳っております。</p> <p>本事業は、今後の市の動向を考えると、必要な事業であると考えています。</p>									
	<p>土地利用計画(同要約書 p. 5)及び交通計画(同要約書 p. 11)の数値に現在の地域ごとの数値との比較がほしい。私有地の緑地面積も含めた数値があればなお良いのでは(同要約書 p. 22)。</p> <p>同要約書の p. 75 の表 29 に e-4 交差点の予測数値もほしい。 【8-5】</p>	<p>環境影響評価書案の要約書では、現況の土地利用の内訳を記載していませんが、環境影響評価書案の p. 3-6 に、土地利用(現況及び計画)の表を掲載しています。なお、事業完成後の土地利用は、各地権者の意向で決まりますので、現時点で確定しているのは、公共用地(道路、公園・遊園、緑地)の面積のみです。</p> <p>都市計画道路の計画交通量と現況の交通量は、以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：台/日)</p> <table border="1" data-bbox="863 1525 1374 1653"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>現況交通量</th> <th>計画交通量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐井寺片山高浜線</td> <td>6,933</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>豊中岸部線</td> <td>5,537</td> <td>18,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境影響評価書案の要約書の表 29 では、現況の交差点交通量と供用開始後の交差点交通量を比較しています。e-4 地点は事業実施後に新たに整備される交差点のため、現況の交通量がありません。</p> <p>なお、交差点を構成する2つの都市計画道路を通過する現況交通量と計画交通量については、上記に示した表のとおりです。</p>	道路名	現況交通量	計画交通量	佐井寺片山高浜線	6,933	12,600	豊中岸部線	5,537	18,600
道路名	現況交通量	計画交通量									
佐井寺片山高浜線	6,933	12,600									
豊中岸部線	5,537	18,600									

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(8) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>「みどりを継承する、みどりを生み出す、市民参画・協働によりみどりを進める」という市の基本方針の方向性と、〈本事業の環境に対する取組方針〉の方向性が同じ方向を向いているとは思えない。(同要約書 p.13)</p> <p>例えば、緑被割合が 54%から 6.3% (同要約書 p.64) 【8-6】</p>	<p>環境影響評価書案の p.4-1 に示すとおり、「環境に対する取組方針」には、「市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保する。」と併せて、「良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。」があります。</p> <p>本事業の将来像(イメージ)は、環境影響評価書案 pp.3-23~3-24 に示したとおりであり、街区の整備、緑地・公園等の整備、都市計画道路の整備を行うことにより、良好な居住空間が創出されるものと考えています。</p> <p>本事業の実施に当たっては、造成工事が必要であり、工事に際して樹木の伐採が必要となります。工事の実施、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成及び都市計画道路(平面・掘割構造)の整備による生態系への影響を可能な限り低減するために、環境影響評価書案 p.12-230 の表 12.12.8 の「評価目標」に基づいて、環境取組を検討しました。その検討結果は、環境影響評価書案の p.12-230 に記載したとおりです。</p> <p>現況の緑被割合 54%は、私有地を含む割合です。6.3%は、本事業の実施により整備される事業計画地の公共用地における緑被の割合であり、事業計画地全体の緑被の割合ではありません。</p>
	<p>私は二本の道路の交差する予定地にあります貸農園を申しこんでいる者です。2年前より千里山こども食堂「ぼのぼ〜の」にも新鮮で安全な無農薬野菜を提供して下さり、地域のこどもさんやお母さん方によるこんでいただいています。その畑を切りきざみ、海拔 80m を超える傾斜地を削り、緑の森をなくして広い道路を 2 本通しても「そんなに環境は悪くならない」との説明だったそうですが、とんでもない変り様だと思います。いかがでしょうか? 【9-1】</p>	<p>現況の田畑、山林等は、各地権者が所有しており、一部は既に民間開発事業者に売却され、開発予定地となっている箇所もあります。</p> <p>本事業では、区域内に公共施設としての緑地、公園等を確保します。公共用地以外の事業後の土地利用は、地権者の意向により決まりますが、田畑、山林等の継続を希望される際には、可能な限り換地計画において対応します。</p> <p>なお、田畑、山林をやめ、宅地としての土地利用を希望される場合は、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」等に基づき、緑の確保を誘導します。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

表 16.1.1(9) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>貴重な植物のぶどうはぜの木も日本白たんぽぽも移植で大丈夫なのでしょう。畑作りをしながら心配しています。 【9-2】</p>	<p>ブドウハゼは、和名「ハゼノキ」の品種名です。ハゼノキは、吹田市及び大阪府においては重要な種及び個体としての指定等はありませんので、移植の対象種ではありません。なお、和歌山県紀美野町に生育するブドウハゼの「原木」は、文化的に重要な個体として（種としてではありません）和歌山県の天然記念物に指定されています。</p> <p>ご指摘の日本白たんぽぽとは、種名がカンサイタンポポ又はシロバナタンポポ等の日本のタンポポのことを指すものと思いますが、いずれの種も吹田市及び大阪府においては重要な種及び個体としての指定等はありませんので、移植の対象種ではありません。</p>
	<p>何が何でも開発ありきの市政、学院大のグラウンドは緊急避難場所だというのに高層マンションがたつとか、市民の命は大丈夫？なのでしょう。日々暮らしている住民の声や意見に寄りそい、まちづくりがされることを強く願います。よろしく願いいたします。 【9-3】</p>	<p>災害時の避難場所は、事業計画地周辺に佐井寺小学校、佐井寺地区公民館、南千里地区公民館及び千里市民センターがあります。本事業により都市計画道路を整備することで、それらのアクセスを確保するものです。</p> <p>ご意見の大阪学院大学グラウンドは、現在、地震等の緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所（一時的）」に指定されておりますが、民間での売買がなされ、継続は難しくなっています。将来は、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所のご利用をご検討ください。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号-意見No.を示す。

17. 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第16条第1項の規定に基づく「佐井寺西土地区画整理事業に係る環境影響評価書案に対する市長意見書」（以下「市長意見書」という。）の内容及びこれに対する事業者の見解は、表 17.2.1 に示すとおりである。

17.1 市長意見書の内容

事業者は、本事業における環境に対する取組方針として「再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する」「市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置により、みどりの連続性を確保する」「良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する」を掲げている。これらのことは、吹田市環境まちづくり影響評価条例の趣旨と一致するところである。

一方で、本事業により、計画地に残存する自然環境の多くが消失することから、動植物、生態系、緑化などに関しては、本審査会において、より効果的な配慮を求めてきた。事業者には、これらの課題について最大限の対策に努めるとともに、地区の将来像についての長期的なランドデザインに基づき、計画から事業実施、供用後に至るまで、持続可能なまちづくりの推進を継続的に行うことを要望する。

記

1 水質汚濁

(1) 予測及び評価の方法

ア 事業計画地の雨水は、雨水管を通過して公共用水域に流出することから、工事の実施に伴う影響の予測・評価を行い、評価書に記載すること。

イ 計画地周辺の水質汚濁に及ぼす影響を最小限度にとどめ、「環境基本法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に定められている基準や目標値の達成及び維持に支障を来さないよう配慮すること。

2 動物・植物

(1) 現況調査

ア 動物については、昆虫類が最も多くみられる6～7月の調査を追加し、評価書に記載すること。

(2) 環境取組内容

ア 事業の実施に伴って生息・生育地が失われる貴重な動物・植物については、専門家や地域で保全活動をする団体などの助言を取り入れ、移動・移植や生息・生育環境の保全など、種類ごとに適切な保全措置を講じるよう努めること。

(3) 事後調査

ア 動植物の調査については、種類によっては3年の調査では判断が難しいことから、さらに長期間の調査も検討すること。

3 生態系

(1) 環境取組内容

ア 生態系の保全のために、里山環境を復元する緑地については、具体的な内容を評価書に記載すること。

イ 里山環境を復元するにあたっては、植栽する樹種などを精査し、よりよい生物の生息・生育環境の創出に努めること。

ウ 里山環境の維持には、長期的な管理が不可欠であることから、維持管理体制について十分検討、整備すること。

(2) 事後調査

ア 里山環境を復元した緑地については、指標種を設定するなど適切なモニタリングを行って、その成果を確認すること。

また、調査結果をフィードバックし、より良い環境となるよう改善に努めること。

4 緑化

(1) 環境取組内容

ア 道路や公園・緑地の整備にあたっては、グリーンインフラの考え方を取り入れ、緑化だけでなく、暑熱対策や防災などの効果も検討すること。

イ 計画地内の私有地において、事業実施後も緑地面積を確保することは、生態系維持やヒートアイランド対策等のためにも重要である。早期の緑地協定締結促進など、私有地でも緑地が確保されるよう努めること。

17.2 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

表 17.2.1(1) 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項目	市長意見書の内容	事業者の見解
1. 水質汚濁 (1) 予測及び評価の方法	<p>ア 事業計画地の雨水は、雨水管を通過して公共用水域に流出することから、工事の実施に伴う影響の予測・評価を行い、評価書に記載すること。</p> <p>イ 計画地周辺の水質汚濁に及ぼす影響を最小限度にとどめ、「環境基本法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に定められている基準や目標値の達成及び維持に支障を来さないよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う影響として、仮設沈砂池から発生する濁水のSS濃度(浮遊物質量)を対象に予測・評価を行いました。その結果は、環境影響評価書の12.5節に記載しました。 ・工事に当たっては、濁水の排出を抑制するために、以下の環境取組を実施することにより、事業計画地周辺の水質汚濁に及ぼす影響を最小限度にとどめ、「環境基本法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に定められている基準や目標値の達成及び維持に支障を来さないよう配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> ①仮設沈砂池は十分な除去能力を確保し、濁水のSS(浮遊物質量)を低減した上で排水する。 ②造成工事中は、降雨時の現場状況により、シート被覆、土嚢や土砂流出防止柵を設置し、濁水の原因となる土砂の流出を抑制する。 ③造成工事が終了した工事ヤードは、速やかに植栽等による地表面の被覆を行い、濁水の原因となる土砂の流出を抑制する。
2. 動物・植物 (1) 現況調査	<p>ア 動物については、昆虫類が最も多くみられる6～7月の調査を追加し、評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月14～15日に昆虫類調査を実施しました。その結果は、環境影響評価書(pp.12-176～12-206)及び環境影響評価書資料編(pp.2.3-1～2.3-8)に記載しました。
(2) 環境取組内容	<p>ア 事業の実施に伴って生息・生育地が失われる貴重な動物・植物については、専門家や地域で保全活動をする団体などの助言を取り入れ、移動・移植や生息・生育環境の保全など、種類ごとに適切な保全措置を講じるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に伴って生息地・生育地が失われる貴重な動物・植物については、専門家や地域で保全活動をする団体などの助言を取り入れ、移動・移植や生息環境の保全に取り組めます。 ・具体的な保全措置は、事後調査計画書において貴重な動物・植物の種類ごとに記載します。
(3) 事後調査	<p>ア 動植物の調査については、種類によっては3年の調査では判断が難しいことから、さらに長期間の調査も検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の調査については、移動・移植後、3年間のモニタリングを実施し、ギンランについては3年間では判断が難しいことから、5年後を目途に再調査を行います。 ・モニタリング結果は、事後調査報告書に記載し、毎年、市長に提出します。3年間のモニタリング結果を踏まえ、4年後及び5年後の調査が必要と判断される場合は、4年後以降の調査実施を検討します。

表 17.2.1(2) 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項 目	市長意見書の内容	事業者の見解
<p>3. 生態系 (1)環境取組内容</p>	<p>ア 生態系の保全のために、里山環境を復元する緑地については、具体的な内容を評価書に記載すること。</p> <p>イ 里山環境を復元するにあたっては、植栽する樹種などを精査し、よりよい生物の生息・生育環境の創出に努めること。</p> <p>ウ 里山環境の維持には、長期的な管理が不可欠であることから、維持管理体制について十分検討、整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が考える里山環境とは、「花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林（狭義の里山）」であり、その復元を目標として事業を進めていきます。具体的な内容については、今後、土木部公園みどり室と協議していきます。環境影響評価書には、事業者が考える里山環境の復元について記載しました（pp. 12-238～12-239）。 ・里山環境の復元に当たっては、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に、高木としてクヌギ、コナラ、アベマキ等、低木としてセンリョウ、ヒサカキ、イヌツゲ、モチツツジ等の里山に生育する種を中心とした樹種を候補として精査を行い、よりよい生物の生息・生育環境の創出に努めます。なお、植栽イメージの断面図は、環境影響評価書（p. 12-238）に記載しました。 ・維持管理は、公園管理者で行います。今後、事業者と公園管理者で維持管理体制について、よく協議を行い整備していきます。
<p>(2)事後調査</p>	<p>ア 里山環境を復元した緑地については、指標種を設定するなど適切なモニタリングを行って、その成果を確認すること。 また、調査結果をフィードバックし、より良い環境となるよう改善に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里山環境を復元した緑地については、事後調査としてモニタリングを行い、その成果を確認します。指標種については、今後、専門家の助言を取り入れ、選定を行います。 ・事後調査結果を踏まえて必要な維持管理を順応的に検討するなど、事後調査の結果をフィードバックして改善に努めます。
<p>4. 緑化 (1)環境取組内容</p>	<p>ア 道路や公園・緑地の整備にあたっては、グリーンインフラの考え方を取り入れ、緑化だけでなく、暑熱対策や防災などの効果も検討すること。</p> <p>イ 計画地内の私有地において、事業実施後も緑地面積を確保することは、生態系維持やヒートアイランド対策等のためにも重要である。早期の緑地協定締結促進など、私有地でも緑地が確保されるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透機能を持つグリーンインフラは、内水氾濫リスクの低減やヒートアイランド現象の緩和に寄与するものですので、本事業において積極的に採用します。 ・本事業における緑地協定等による民地のみどりの確保については、今後、事業の初期段階に実施する仮換地指定に向けた協議の中で、大規模開発事業者も含めた地権者の意向を伺います。その上で、それぞれの意向や土地利用計画に応じて緑地協定の啓発、誘導を行い、土地利用に反映されるよう努めます。

18. 委託先の名称等

委託先の名称 : 中央復建コンサルタンツ株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 兼塚 卓也

主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市東淀川区東中島4丁目11番10号

19. その他の事項

本事業の実施に際しては、土地区画整理法等の法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

<事業に関する法律>

- ・都市計画法
- ・土地区画整理法
- ・宅地造成等規制法
- ・道路法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・ガス事業法
- ・電気事業法

<環境に関する法律>

- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・景観法
- ・文化財保護法

<事業に関する条例>

- ・大阪府福祉のまちづくり条例
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・大阪府景観条例
- ・吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・吹田市景観まちづくり条例
- ・吹田市環境基本条例
- ・吹田市環境の保全等に関する条例

- ・吹田市水道条例
- ・吹田市みどりの保護及び育成に関する条例
- ・吹田市産業振興条例
- ・吹田市下水道条例
- ・吹田市文化財保護条例

本書に掲載した地形図は、吹田市の「1 : 10,000 地形図（平成 30 年 3 月）」を使用したものである。